

令和元年第8回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和元年9月17日
開催年月日 令和元年9月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 14時12分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満	第1区域	中井 孝志
7	小菅 辰彦	第2区域	高田 幸好
8	村田 茂	第3区域	染野 亘志
9	坂上 良資	第4区域	齊藤喜久夫
10	田端 久子		

○遅刻委員 なし

○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 玉川 真 主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請5件について
- (3) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。天気でお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

台風15号、千葉県で大分被害が出て、うちのほうでは被害がなかったと安堵してございます。この間、9月に現地調査が実施されて、暑い中大変ご苦労さまでした。どうも去年から見ますと大分遊休農地がふえているような感じがします。これからいろいろ対策を考えなくちゃと思います。よろしくをお願いします。

ただいまから始めます。

○事務局長 ありがとうございます。

早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、座ったまま失礼します。

議長を務めます。議事の進行によりしくお願いいたします。

ただいまの出席人数は13名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

3番、福島美知子委員、4番、中川知久委員をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認めます。

よって、議事録署名人、3番、福島美知子委員、4番、中川知久委員を指名します。

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請1件についてとして議題とします。

農地法第3条番号1、———氏の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議します。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 農地法第3条番号1について説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、———、———さん、譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、———、地目はどちらも畑、面積は528、147の合計675平方メートルです。

権利の内容は、売買によります所有権移転となっています。

裏面に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。長瀬駅から北西に約200メートルの場所です。

次に、農家の状況ですが、——さんが耕作する農地は、畑3,142平米です。面積要件である3,000平米をクリアしています。農業従事者は、男1人、本人、女1人、妻です。年間農業従事日数は、本人300日、妻180日ということです。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積675平方メートル、利用状況は畑となっております。

次に、資金計画は、———となります。

現在お返ししています申請書に、———

———が添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、作付計画ですが、作付品目は柿で、作付の時期は令和2年3月を予定しているようです。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。農地の区分は、駅から300メートル以内にある第3種農地と判断されます。

その他としては、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、国道140号線、町道長瀬12号線に接している農地です。

資料にはありませんが、補足でご説明いたします。

今回の申請に当たり、譲受人の許可申請の事由を伺っておりますので、ご説明します。現在、観光農業の振興を図るため、栗園を開設しておりますが、定年退職後、果樹栽培の規模拡大を考えていたところ、このたび、実弟より一部甘柿の植栽をされている農地を譲ってもらえることになったため、これを契機として多品種の柿を植栽し、農産物の特産化にしていきたいと申請いたしますとのことです。

続いて、申請地と譲受人についてご説明いたします。

今回の申請地につきましては、観光エリアに近いこともあり、過去に譲受人による転用許可を得ない有料の日貸しの駐車場利用をすることがあり、その都度農業委員会事務局等で指導したことがございます。また、現在、自宅裏の農地につきましても転用許可をせずに駐車場として利用することがあり、そちらについても耕作するか転用申請をするよう指導しているところでございます。

農地法3条については、権利を取得する者が機械の所有状況、農作業従事者数、技術等を総合的に勘案して、耕作等に供すべき農地等の全てについて効率的に利用して耕作することが要件となっております。

以上のご説明を加味してご審議をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

きのう24日、鈴木会長と村田さんと私と事務局4人で現地確認に行ってきました。農地法3条にあるように、所有している農地を効率的にきのう見たんでは使っていないんですね。だから、農地法3条に違反しているんじゃないかなと、こう思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○8番村田 茂委員 8番、村田です。

中井推進委員のおっしゃるとおり、昨日、私、中井委員、それから会長の鈴木さん、事務局4名でそういうところも、ご近所の人に伺ったところ問題があるようなお話でしたので、

確認に行ってみりました。そうしますと、この今回申請された土地については、遺産相続で——さんという方が所有したんだそうですけれども、管理できないということで、また本家のほうの——さんのところへ管理してくれないかということで申し入れがあつて取得——ということでこの3条申請が出たんだと思うんです。けれども、この3条申請が出た土地につきましても、私は以前見たことがあるんですが、きのう見た状況では柿が何本か植わっていて、あとは草が生えているような土地なんですけれども、柿もまだできなくて、何本も植わっていなかったです。

実際、何年か前、観光客用の駐車場として本人が客引きというんですか、お客さん呼び込んで、それで駐車させているという現場を私は見たことがあります。それで、ちょっとこれも問題じゃないのかなといつも思っていたんですが、今回のこの申請によりまして、いろいろ問題があるということで、近所の人にもお聞きしたんですけれども、自分の家の近所の農地へやっぱり観光客の車を駐車させるために客引きをしていますよというような話を伺ったんです。これは、農地法にちょっと触れているんじゃないかという気がしまして、それで私もすんなりこれを認めるということはちょっとできないんじゃないかというふうな考えを持ったわけなんですけれども、そこら辺は、ここにもありますように、今度の農地パトロールの説明書にもありますように、明らかに許可を得ずに違反転用している農地に該当するような気がするんですよ。なので、こういったことを平気でする方、この方は————だったわけですね。それで、そのほかに————したこともある方なんです。だから、全てこれ承知していてこういうことをなさるんだったら、ちょっと問題じゃないかというふうな、私は異を多いにするわけなんですけれども、そこら辺のことを皆さんにも考えていただきまして、私はこれはすんなり認められないと思って、保留にしていたくのがいいんじゃないかという気がするんですが、よろしくお願いします。

○議長 村田茂委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

担当農業委員、保留の意見が出ておりますので、保留と許可で採決をしたいと思いますが、本件を農業委員会として保留にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議

のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、これに異議ないものと決定します。

続いて、本件を農業委員会として許可しないとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議ない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 また過半数以上挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は保留ということに決定します。

本件について、改善が図られた後に改めて審議することにしたと思います。

◎農地法第5条の規定による許可申請5件について

○議長 議案第2号 農地法5条の規定による許可申請5件について審議します。

農地法5条番号1、——氏所有の農地を——、——氏が太陽光発電設備へ転用するための許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第5条番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、——、——、——さん、譲渡人住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字——、地目は畑、面積は723平方メートルの1筆です。

転用の目的は、太陽光発電設備の設置となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、高德寺から南に約200メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、高齢で跡取りがいないため、農業を継続するのが困難であり、本土地の地形がほぼ平坦かつ未活用地で、線路沿いで進入経路としては北側に900ミリと狭い道しかないため、ほかの活用が難しい土地であり、南側は太陽を遮るものはなかったため、太陽光発電所用地以外活用方法がないと考え、再生可能エネルギーの全量買い取りによる事業化が可能と判断し、申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、土地造成723平方メートルで、工作物は太陽光設備一式となり

ます。裏面に配置図がありますので、ご確認をお願いします。

次に、資金計画は、

_____とあります。現在お返ししております申請書に
_____も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域内の認定外道路に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 これはいつ行ったかちょっと覚えていないんだけど、事務局と……

19日。田端さんと3人で行ったんですね。何かね、これもう草だらけになっていて、つか何か生えちゃって、畑をすとかそういうあれじゃなくて、申請どおり渡したいということであれば、これはやむを得ないというところだと思います。

以上です。

○議長 染野亘志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

10番、田端久子委員の説明をお願いします。

○10番田端久子委員 10番、田端です。

私もさっき日にちを忘れちゃって、事務局の浅見さんに聞きました。8月19日、事務局の浅見さんと推進委員の染野さんで行ってきました。国道と線路の間にあって、どうも畑をするようなところじゃない、道は狭いし、やむを得ないと思います。どうか審議をよろしくお願ひいたします。

○議長 田端久子委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決しました。

続いて、農地法5条番号2と番号3については関連がございますので、まとめて説明いただきます。

農地法5条番号2、———氏所有の農地を———、———氏と———、———氏所有の太陽光発電のための変電設備の転用とするため許可申請について審議します。

続いて、農地法第5条番号3、———氏所有の農地を———、———氏、———、———所有の進入路へ転用するための申請について審議します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 農地法第5条番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人住所・氏名、———、———、———さん、———、———、———さん、譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字———、地目は畑、面積は624平方メートルの1筆です。

転用の目的は、太陽光発電のための変電設備となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、東京電力樋口変電所の東南にある場所です。

次に、申請の事由ですが、旧埼玉長瀬ゴルフクラブにおいて太陽光発電事業を計画し、東京電力との協議を重ねた結果、農地ではあるが事業者並びに東京電力双方で最適な位置関係である当該地を選定しましたということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図をごらんください。土地造成が624平方メートル、工作物は太陽光発電設備一式です。

次に、資金計画ですが、

———ということです。現在お返ししています申請書に、

———が添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道野上下郷22号線、町道野上下郷27号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

続いて、番号3についてご説明いたします。

番号3、譲受人住所・氏名、

———さん、

———さん、譲渡人住所・氏名、

———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字———、地目は畑、面積は90平方メートルの1筆です。

転用の目的は、進入路となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、東京電力樋口変電所の東南にある議案第2号番号2の申請土地に隣接する場所です。

次に、申請の事由ですが、変電設備計画地への進入路として利用したく、農地ではあるが該当地を選定しましたということです。

次に、計画の内容ですが、議案第2号番号2の資金計画に含まれております。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道野上下郷25号線と町道野上下郷27号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

続いて、担当推進委員、高田幸好委員の説明をお願いします。

○高田幸好委員 高田です。

それでは、番号2と3をあわせてご説明いたします。

本件につきましては、22日に野村委員と、それと事務局の浅見さん、3名で現地を確認させていただきました。ご案内のとおり、これは事業の計画上、東京電力の変電設備に非常に近いところでありまして、特に問題ないように思われます。

なお、現地まで全て地下埋設で来るということですので、そのよう理解した上でご判断をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 高田幸好委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

1番、野村五郎委員の説明をお願いします。

○1番野村五郎委員 1番、野村です。

20日に、事務局の浅見さんと、推進委員の高田さんと3名で、私と現地を確認してまいりました。場所的にはいい土地なんですけれども、こういう設備もこれからは必要じゃないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 野村五郎委員の説明は終わりました。

本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

はい。

○齊藤喜久夫委員 委員 1点教えてください。

—————全体の事業費はわかるんですけれども、これは単なる624平米の太陽光発電のための変電施設だけのやつで、事業資金計画全体が載せられても何か説明にならないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなんでしょう。

○議長 どうですか。

○事務局 事務局から説明させていただきます。

まず、資金計画でかかる金額としましては、今申請書を回させていただいておまして、見積もり書の額表の1というのがその変電設備にかかる費用になるんですけども、金額としては……

(「まだ見ていないので……」と呼ぶ者あり)

○事務局 これから回ります。

○齊藤喜久夫委員 いいんです、回っているんだったら。表現としてね、624平米、これが外に出ることはないと思うんですけども、一部と書いてあるからわかるんだけど、大体のこれで——円のうちの——円ぐらいこれかかりますぐらいの文があったほうがわかりやすいねというだけの話です。——円と言われると、何だいという感じ……。

○事務局 事務局として今後気をつけて資料をまとめさせていただきます。金額については、見積もり書が回っていますので、項目の1番というのが該当の金額です。確認していただければと思います。

○議長 質疑ございませんので、終結します。

これより本件に対する採決を行います。

初めに、農地法5条番号2について、許可申請に意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決しました。

続いて、農地法5条番号3について、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手 全員挙手なので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法5条番号4、—————、—————氏の所有の農地を—————氏が駐車場に転用するための許可申請について審議します。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 農地法第5条番号4についてご説明いたします。

番号4、譲受人住所・氏名、—————、—————さん、譲渡人住所・氏名、—————、—————さん。

すけれども、全然売れないで、現況畑となっていますけれども、休耕地でございます。隣の家の方が利用できるというのが一番使い勝手がいいと考えるので、やむを得ないのかなと思います。

以上でございます。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

私が担当しておりますので説明します。

先ほど齊藤さんが言ったとおり、隣が自宅で、本当に地続きで隣の家もなく、真正面が県道で出入に苦もなくということでぴったりじゃないのと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

坂上委員。

○9番坂上良資委員 今その残高証明書を見ているんだけど、これ6月27日、これは日付問題ない。大丈夫。

○事務局 ——さんの件ですよ。

○9番坂上良資委員 そうそう。

○事務局 この件について2カ月前に転用許可後の変更申請というものを審議をさせていただいたと思うんですよ。その際に提出していただいたものと同じになりますので、今回はその資料添付で大丈夫だということで県の担当者に確認しております。

○議長 いいですか。

以上をもって質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号5、——氏所有の土地を——、——

——氏が駐車場へ一時転用するために許可について審議します。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 農地法第5条番号5についてご説明いたします。

番号5、譲受人住所・氏名、—————、—————
—————、—————さん、譲渡人住所・氏名、—————、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字—————、地目は畑、面積は2,235平方メートルの1筆です。

転用の目的は駐車場で、一時転用となります。権利の内容は、賃借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、長瀬幼稚園の北側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、当協会では、紅葉シーズンに月の石もみじ公園にてライトアップを開催しております。ここ二、三年は観光客の数もふえてきて、駐車場不足による近隣の交通渋滞が問題となってきておりました。そこで、近隣の渋滞解消のため、土地をお借りし臨時の駐車場を設け、渋滞対策を行いたいため申請するものですということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をごらんください。土地造成が2,235平方メートル、利用計画は来客者車両40台となります。

次に、資金計画ですが、現状のまま利用するとのことで、費用は発生しません。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、農振農用地区域内にある農地のため、農用地区域内の農地に判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道長瀬88号線に接している農地です。

なお、農用地区域内農地での転用は原則不許可ですが、例外として一時転用は認められています。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 19日に現地確認、農業委員の堀口さんと事務局の浅見さんと3人で現地確認に行きました。この場所は、月の石もみじ公園というのは養浩亭周辺ですね、川べりにあるんですけど、そこで紅葉のシーズンにライトアップをするので借りたいということでした。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

11番、堀口榮一委員の説明をお願いします。

○11番堀口榮一委員 11番、堀口です。

19日に、事務局の浅見さん、そして推進委員の中井さんと私の3名で立ち会いました。現状の月の石もみじ公園の西側150メートルぐらいの箇所がありまして、町道88号線が北側にございます。その土地は今よく草刈りがされて管理がされている状況でして、一時転用ということですので、臨時駐車場に使用しても近隣にも特に影響はないし、問題ないと思います。

以上です。

○議長 これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手、異議なしと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決しました。

以上で議案の審議を終了しました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、10月の委員会日程でございますが、10月委員会は、25日金曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、10月25日金曜日午後1時30分からにしたいと思います。

事務局からほかにごございますか。

○事務局 先月の農地転用の許可状況なんですが、農地法第5条の1件は、令和元年9月18日付で許可となりました。農地法第4条の1件は、許可見込みではありますが、追加資料を提

供中であり、許可が若干おくれております。

以上となります。

○議長 いいですか。

以上、本日予定した審議は終了しました。

これで議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 それでは、これをもちまして農業委員会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(午後2時12分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和元年9月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 福 島 美 知 子

署名委員 中 川 知 久